

B型・C型肝炎ウイルス陽性の方への

初回精密検査費用・定期検査費用を助成しています

和歌山県では、B型・C型肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方が、肝疾患専門医療機関等を早期に受診し、早期に適切な治療を開始できるよう、必要なフォローアップや初回精密検査及び定期検査を受けた際の医療費の助成を行います。

◆ 対象者（県内にお住まいの次の全ての要件に該当する方）

初回精密検査の場合	定期検査の場合
①医療保険各法（後期高齢者を含む。）の規定による被保険者又は被扶養者	①医療保険各法（後期高齢者を含む。）の規定による被保険者又は被扶養者
②下記の検査又は健診において陽性と判定された日から1年以内に初回精密検査を受けた方 (1)和歌山県若しくは和歌山市が実施する肝炎ウイルス検査、(2)市町村が行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診、(3)職域で実施する肝炎ウイルス検査、(4)市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査、(5)手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査	②肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変又は肝がん患者(治療後の経過観察の方を含む。) ③自己負担額について ・住民税非課税世帯 ⇒ 自己負担なし ・市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満 ⇒ 慢性肝炎の方：2千円/回（平成29年3月31日までに受けた検査の場合は「3千円」） ⇒ 肝硬変及び肝がんの方：3千円/回（平成29年3月31日以前に受けた検査の場合は「6千円」）
③フォローアップに同意された方	④フォローアップに同意された方 ⑤現在、肝炎治療受給者証の交付を受けていない方

◆ 助成の対象となる検査

和歌山県内の肝疾患診療連携拠点病院又は肝疾患に関する専門医療機関（※）で受けた肝炎ウイルスの初回精密検査及び定期検査。初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び以下の検査に関連する費用が助成されます。（※拠点病院、専門医療機関については裏面参照）

(1) 血液検査

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBs抗原、HBs抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

(2) 画像診断 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））診断

定期検査については、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができます。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とします。

◆ 申請手続の流れ

※検査費用の助成を受けるには、フォローアップの参加同意が必要です。

①申請書類の準備

和歌山県ホームページ、保健所、市町村などで、フォローアップ同意書、肝炎検査費用請求書をお受け取りください。

②受診

専門医療機関で受診し、自己負担分をお支払いください。
※定期検査では医師の診断書が必要です。

③検査費用の請求

申請書類一式を、住所地を管轄する保健所にお持ちください。内容を審査し、自己負担分を助成します。

◆ 請求の手続（住所地を管轄する保健所に提出してください。）

（１）提出書類について

提出書類	初回精密検査	定期検査
肝炎検査費用請求書（様式３－１）	○	○
肝炎ウイルス陽性者フォローアップ参加同意書（様式１）	○	○
医師の診断書（様式４）		○（※１）
医療機関の領収書及び診療明細書	○	○
肝炎ウイルス検査の結果通知書（※妊婦健診の場合は母子健康手帳の検査結果等が確認できるページの写し）	○	
世帯全員の住民票の写し		○（※２）
世帯全員の住民税非課税証明書又は市町村民税の課税年額を証する書類		○（※３）
職域検査受検証明書（様式３－２）	○（※職域検査の場合のみ、保有していれば添付）	
手術料が算定されたことが確認できる診療明細書	○（※手術前検査の場合のみ）	
対象者等の被保険者証の写し		○（※４）

（※１）１年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出し、又は以前に定期検査費用の助成を受けた場合で、慢性肝炎から肝硬変への移行などの病態の変化が無い場合及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合については、省略可。

（※２）肝炎検査費用請求書に市町村民税額合算対象除外希望者を記載する場合は続柄の記載のあるもの

（※３）同一年度内で、１回目の定期検査費用の助成を受けた場合又は和歌山県肝炎治療特別促進事業実施要綱による

肝炎治療受給者証の交付を受けた場合は、省略可。

（※４）肝炎検査費用請求書に市町村民税額合算対象除外希望者を記載する場合は以下の書類が必要となります。（記載しない場合は不要）

・対象者及び配偶者の被保険者証の写し ・除外希望者の被保険者証の写し

（２）助成を受けることができる回数

初回精密検査：１回のみ／定期検査：１年度内に２回（※初回精密検査で受けた助成回数を含む）

◆ 専門医療機関等一覧

【肝疾患診療連携拠点病院】

・和歌山県立医科大学附属病院（和歌山市）	・国立病院機構南和歌山医療センター（田辺市）
----------------------	------------------------

【肝疾患に関する専門医療機関】

和歌山市・海草	・日本赤十字社和歌山医療センター ・和歌山ろうさい病院 ・済生会和歌山病院 ・和歌浦中央病院 ・福外科病院 ・中江病院 ・海南医療センター ・堀口記念病院 ・ようこクリニック
那賀	・公立那賀病院 ・名手病院 ・富田病院 ・上岩出内科・消化器内科
伊都	・橋本市民病院 ・山本病院 ・紀和病院 ・和歌山県立医科大学附属病院紀北分院
有田	・有田市立病院 ・済生会有田病院 ・桜ヶ丘病院
日高	・ひだか病院 ・北出病院 ・もりばた医院
西牟婁	・紀南病院 ・白浜はまゆう病院
東牟婁	・新宮市立医療センター ・宮本医院

◆ お問合せ先・申請窓口

保健所名	所在地	電話番号
和歌山市保健所	〒640-8137 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5118
海南保健所	〒642-0022 海南市大野中939	073-482-0600
岩出保健所	〒649-6223 岩出市高塚209	0736-61-0021
橋本保健所	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927	0736-42-5440
湯浅保健所	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1294
御坊保健所	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-24-0996
田辺保健所	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7933
新宮保健所	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9630
新宮保健所串本支所	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

和歌山市小松原通一丁目１番地 電話：073-441-2643

